

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年十一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 北葛城郡上牧町大字上牧の一部及び上牧町米山台一丁目から六丁目まで

三 測量の期間 平成二十六年十一月十七日から平成二十七年三月三十一日まで